

第十三回 参議院文部委員会會議録第二十七号

(五一〇)

昭和二十七年四月二十四日(木曜日)午後一時三十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 梅原 眞隆君
理事 相馬 助治君
木内キヤウ君

委員

川村 松助君
木村 守江君
白波瀬米吉君
山本 勇造君
荒木正三郎君
矢嶋 三義君
岩間 正男君

衆議院議員

平島 良一君

國務大臣

岡崎 勝男君

政府委員

人事官 入江誠一郎君

人事院事務局長 滝本 忠男君

局給與局長 近藤 直人君

文部省管理局長 近藤 直人君

事務局側

常任委員 石丸 敬次君

会専門員 竹内 敏夫君

常任委員 柴田小三郎君

著作権課長

文部省管理局

柴田小三郎君

説明員

文部省管理局

柴田小三郎君

本日の會議に付した事件
○連合国及び連合国民の著作權の特例
に關する法律案(内閣提出)

○国立學校設置法の一部を改正する法律案(衆議院送付)

○教育及び文化に關する一般調査の件
(教育職員給與準則等に關する件)
○小委員長の報告

○委員長(梅原眞隆君) これより文部
委員會を開きます。

連合国及び連合国民の著作權の特例
法案に關して岡崎國務大臣が御出席に
なりましたから御質疑のあるかたから
御発言を願います。

○山本勇造君 著作權の特例に關する
法律案は文部省提出ではありませんけれ
ども、著作權というものの性質から考
えますと、これは国内的の問題だけで
はなく國際の問題であるというこ
と、それに平和條約に非常關係を持
つておりますので、前回岡崎さんに
御出席を願ひたいと思ひましたところ
御出席がなくて課長のかたがお見えに
なりました。なか／＼有能ない課長
さんであつたのですけれども、併し如
何にしても課長では答へられないこと
であつたものですから改めてお出でを
願つたわけでありました。

二、三お尋ねしたいのですが、第一
には平和條約の十四條であつたと思ひ
ますが、これに「日本国に有利に取
扱ふことに同意する」という條項があ
るので、大變結構な條項であると思
ひますが、併しこの「有利に」とい
うことがよく我々にわからないので、そ
の「有利に」というのをきめになると
きはどのような意圖があり、又どうい
う含みを持つておられるのか、或いは具体的

にはどういふことをお指しになるの
か、それらのことを一つお伺ひしてお
きたいと思ひます。

○國務大臣(岡崎勝男君) 實は白状い
たしますと私は平和條約ができた時分
には官房長官をやつておりました直接
全部この問題に當つたわけでない
のでありますが、併し間接的には當時
からいろいろいきさつは相談を受け
て一部は承知してあります。で、これ
は主としてイタリアとの平和條約の関
連において書かれたのであります。

日本側ではこの問題について今度
の平和條約の中にはイタリアと比べて
日本のほうが有利な場合もありま
すし、この問題については實は不
利になつておると私は思つておりま
す。先方の説明はイタリアの場合は第
一にコーベリジェラントであつて、何
といひますか、共同交戰國でありま
す、連合国と共同して戰爭をした國で
ある。日本の場合は純然たる敵國とい
う形になつておるのであります。いろ
いろ六年もたつて事態が變つておるか
ら和解と好意の平和を作るといふこと
ではあるけれども、必ずしもイタリア
と同じにならないという点が一つで
あります。併し我々はこの問題につ
いては、イタリアの條約はこれはたしか
七十九條でしかたにあるようなさうい
う趣旨の文章で、つまりいろいろ／＼連合
國で処分されることのないようにした
といふこと、或いは処分されておる
ものは回復されたいといふので、それ
をかなり日本側では主張したと了解し

ております。ところが今言つたように
いろいろ／＼な事情からさう同じように取
扱ふのは困難であるという点もありま
して、これは政治上の問題については
戦後長くたつておるから有利に取扱
れるけれども、この具体的な問題
については必ずしもさうでないとい
う趣旨と了解しております。併し更にイ
タリアと同様にできないといふ大きな
理由は、かなり終戰以來時日がたつ
てしまつておる、イタリアのように早
く講和條約を作り出したという國と事
情が違つておる。實はイタリアは日本
の終戰の前から講和條約の話が出てお
りました。従つて完全に処分をしてし
まつたやうな國もたくさんある。そこ
で今更それを回復するといつても非常
に困難だといふやうな説明もあつたよ
うであります。そこで結局有利に取扱
うといふことになつておるのでありま
す。それは私の考えでは今後各國と相
談いたしまして、協定等を作る場合に
その國々の事情によつて有利に取扱
う程度は違ふと思ひますが、でき得る限
りその國の事情の許す範圍においては
イタリアの條約と同様に扱ふつもりで
あるという了解であると思ひます。併
し我々のほうから言へば無論その
意味でいろいろ／＼努力をするといふ
つもりでありますが、具体的にはまだ話
しておりませんからどの程度それが実
現するかといふことはここで具体的に
お示しするところまでまだ行つており

ませんが、要するに目標はイタリアと
同様のところまで行つて、各國の事情
も異なるのでそこまで行くには凸凹す
るでありましようけれども、有利とい
うのはそこまでが最大限度であるとい
うつもりでやりたいと思ひます。

○山本勇造君 今のお話で私二つの点
が考えられるのですが、大体イタリア
の例があるからイタリアの例によ
る、さうしてそれはこの間のときの條
約の場合とそれから今後の場合との二
つになつておると思ひます。最初にこの
條約を結びました場合のほうについて
先にお伺ひしますが、例はイタリア
のほうの場合だと第十五の附屬書
(C)といふものでは、問題が起つたよ
うな場合には一年の期間内で処理す
る、それ以後のものは問題に取上げな
いといふことになるのですが、日本の
場合だとそれがないので、さうす
るとさういふ点がイタリアの例があ
るにもかかわらずどうしてこれが日本
には抜けておられるのか、これが私達の
大きな疑問なのであります。

○國務大臣(岡崎勝男君) その点は
我々もイタリアに比べてこの点是不利
であると思ひます。併しその事情
は先ほど申したやうに必ずしも同様
に取扱われないといふ主張が先方に可
なり強く、これはアメリカといふより
ほかの國であります、あつたやうで
あります。結局時効の問題になつて参
ります。戰爭中の期間を除きまして普
通の時効の期間、つまり普通の時効の
期間プラス戰爭中の期間、これが結局

この日本の場合にはこの期間になつてしまふ。ですからイタリアに比べて非常に長くなる。その点は残念であります。

○山本勇造君 それは非常に残念に思ひます。今後そのためにいろいろ面倒な問題が今後具体的に實際的に起つて来る可能性が多いのですが、仮に一年というにしても面倒だと思ふのですが、それが今度はこれだと期限も恐ろしくないのじやないかと思ひますし、その点は少しばかりの不利じやなしに大変な不利じやないか。それで例へば賠償の問題では、あの局に当られたかたは非常にやられてイタリア以上に有利にやられた。それは我々感謝もするし、イタリアのように途中から向うに入つた国であるにもかかわらず、イタリアは日本より悪い。日本は最後までやつたにもかかわらず却つて有利になつておるといふ点はいいのですけれども、併しそういう点が有利にされるならば、この問題はつまり戦争には全く無関係であり平和的な文化的な問題で非常に国際的なものだから、これなんぞこそは一番世界にわかつてもらへる。いわゆる賠償の問題は実はなかなかわかつてもらえないと思つたところがある。ところが非常に平和的な問題がわかつてもらえないかつたというのとは如何にも遺憾なんです、我々は。而も前例があるならば何とかこれは御努力が願えなかつたのか。又実を言うと、私は直接あなたに申し上げなかつたけれども、文部省を通じて昨年條約のつと前に著作権の問題はいろいろ国際的な問題があるから是非努力をしてくれ、文部省から一つこれは外務省のほ

うへよく伝えてくれということまで私は申しておいたくらいなのですが、こゝういふうなあんまりこれはむずかしい、ほかの事も同調してもらへる問題だと私は思ふのです。それがどうも抜けちやつたのは如何にも惜しいので、もう少し……幾ら言つてもあんな方をせめてみてみようがない問題ですが、然らば今後どうするかという問題ですが、その問題を僕はあるとでむしろ懇談的にあなたに伺へれば、速記に残さないで……、そのほうは保留いたします。

それから同時に有利にというので考へられることは、おきめになる際に向うのつまり連合国側のほうはいろ／＼書いてありますけれども、戦時中において日本のほうの著作物も又向うで使われておる例がある。それは幾らも我々のような文学書でなくて、殊に医学のなんかかなり使われておるのに聞いているが、こゝういふような戦時中の問題は向うとしてはどういふふうになるのか、それらについて何らかお話を向うとなさるのか、又どういふふうになるのか、それらの点もやはり伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(岡崎勝男君) これは今お話を、一々御尤もなんです、私はこゝういふことについては素人ですけれども、今後話して行けば有利に取扱うといふことがかなりまだゆとりがあるように思ひますので、實際上の取扱いは多少御希望に副えるようにできるのではないかとひそかに思つておるわけでありませう。

それから日本側のいろいろの問題、つまり連合国側で行なつたいろいろの問題、これは著作権もあればその他の

普通の商標とかいろいろなものがあります。特許権とかいろいろのものがあつたつてもこれについても話合はいろいろ下調べは多少いたしてあります。今後国際会議等も随分ありますので、こゝういふ方面でもやつてみるつもりであります。なお各国と個別的な話合をしてみようと思つて考へております。これについては実は外務省だけではなかなかできませんので、無論国会のその方面の専門家の意見も聞きたいと思つております。例へばあなたがたの御意見も聞きたいと思つております。

文部省からもいろいろ注文があるものであります。こゝういふ問題はできるだけこゝういふ専門的な知識のあるかたの意見も入れまゝに成るべく早く方針をとりまゝとめて個別的にでも話してみたいといふふうに考へております。

○山本勇造君 それと関連するのですが、これは僕は本当に嘘か私個人が調べてないのでわかりませんけれども、ベルヌ條約には、御承知のように日本は特殊な扱いを受けておつて、そうして初版発行後十年たてば隨意に翻訳ができるというふうな有利な立場になつてやつと昔から来ておりますが、或るところから配付されたものによりますと、フランスでは日仏通商航海協定にあり、当然の建前から我が大蔵省に對し最近次のような重要な申入れを行なつたといふので今のような特殊なものを認めない方向へ向かうとしておる案が大蔵省のほうに來てゐるらしい。こゝういふ事実は果してあつたのかどうか。或いは又これは大蔵省に言つて來るのが本筋なのか、外務省に言つて來

るのが本筋なのかその辺も知りませんが、何かああいう特殊な問題に向うではつきりさせるというふうな意向のようにもみえるのですがその点如何でありますか。

○国務大臣(岡崎勝男君) それは著作権の問題でありますか。

○山本勇造君 そうですね、フランス代表部より権威筋に伝えられた確実な情報によれば、著作権関係は相互主義に基く内国民待遇によつて律せられること、その結果翻訳権十年の規定などお互いに如何なる留保事項をも附し得ないこと、次に占領中のあらゆる著作権使用契約が條約発効後も引續いて有効であるという措置を日本政府は講ずることなどがその主要な内容である、こゝういふふうになつております。或いは通商航海條約その他の問題もあるのだからと思ひますけれども、これは日本著作権協議会という方面から私の所へ來たもので或いは著作権だけ抜き出してゐるのかも知れません。

○国務大臣(岡崎勝男君) 外務省ではまだそれは聞いておらないのであります。今文部省に聞きましたら文部省もその点は知らないと言ひます。大蔵省にも確めてみましようが大蔵省に持つて來る問題に思ひません。今後我々はむしろ西歐の文学その他は日本としては翻訳して國民に余計知らせることを希望するので特に翻訳等については強い主張をしておつたのであります。戦後においてもその事情はまた変らないので、この点はやはり日本も知れないので、この点はやはり日本の立場を認める限りは我々の要求、希望のようにならうべきであらうと思ひますし、こゝういふ点でこゝう無理な

ことはないと思ひますけれども、更にこれは大蔵省に確めましてはつきりいたします。こゝういふことはちよつと私どもは簡単に申出があつてもさうおそれと承諾するわけには行かんと解釈しております。ちよつとよく調べてみないとわかりませんが。

○山本勇造君 今までお取極めになつたことについては甚だ遺憾に思つておるのですが、取極められてしまつたことを直せといふことも国際的に困難なことだと思ひますが、ただ私たちが一方で有利に取扱われることは十四條になります。これがどれだけ生かせるかといふことに、その点に我々希望をこめておるわけでありませう。場合によれば速記をとめてでも何とか承知されれば有難いのであります。

○国務大臣(岡崎勝男君) 実はどういふ内容について話さうかといふところまで具体的にいたしておりません。これは山本さん、その他の御意見を伺つてやろうと思ひますが、主として文部省からはつきりした意向を伺ひまして、それを外務省のほうもそれで大いに努力するつもりでおるのであります。是非さういふ点については専門的な御意見を聞かして頂きたいと思ひます。さうしてそれで御相談を十分いたそう、こゝう考へます。

○山本勇造君 御相談よりどうでしようね、向うが何となく行く、幾らかあなたが大に見過しでございますか。

○国務大臣(岡崎勝男君) これは私は或る程度まで行くだろうと考へております。ちよつと時間がかかるかも知れませんが行くだろうと考へております。できるだけやつてみようと思つております。

のお話がありました。が、まあそのお話の中には問題が二つあると思います。それは戦争によつて生じた特殊の事態をどういうふうに救済するかという問題と、普通の平和関係にあるときの著

書みたいなのがついているわけですね。実は外務省でどうするかとおっしゃる御質問であります。外務省の仕事としてはこの著作権等に関するものと申しますか主管省ではありません。

ようにいたしたい、こう考えております。

○相馬勲治君 外交の仕事を取扱つておる岡崎国務大臣の答弁であるという限りにおいては今のお話はいく筋も通

部省側の作業に対しては敬意を表しているのです。従つてこの法律案はそういう相反した二つの方向を持つてゐるだけにこれをここで立法するということがと自体には我々は異議を持つていない

しない場合にはこちらだけ連合国側の著作権を確保してやつて、そうして今度はこちらが要求する面はいつのことやらわからないのは困るという考慮に立つて、こういうことを外務事務を担当している閣務大臣にお尋ねしているのであります。それらの点について先ほどの質問に戻りますが、文部省からどういふ交渉をされているかというところが質問の第一点です。それから今後文部省とどういふ話合をされて具体的に進められる予定であるかどうか。即ちお話しによれば文部省側の意見を聞かなければこれはうまくいけに行かない、御尤もです。従つて前段の質問は文部省側から積極的のどういふ相談があつたかというのを聞いています。それから次の質問は外務省自身が積極的に今後どういふふう文部省とかけ合つて日本人の持つ諸外国における著作権を守らんとするものであるが、この二つをお尋ねいたします。

○閣務大臣(岡崎勝男君) 文部省とはかねてから非公式にはずつと話合をいたしておりました。で公式とか非公式とかというのは両省の間ではおかしいのであります。併し正式に書面であつた材料を集められておるといふことを聞いております。外務省も無論これに協力はやつております。できるだけ早く具体案をお互いに話合つて作りたいと思つております。そうして話合を無難にいたすつもりであります。只今のところは併し在外務省も全部ありませんものだから資料等を集めるにもなか／＼骨が折れますけれども集めてはおります。

○委員長(梅原眞隆君) 岡崎閣務大臣は二十十分まで二つにおられましたが、その間に簡単に一つ御質問願います。

○岩間正男君 これは我々は一時にキチンと来て待つていたのです。ところが岡崎閣務大臣が見えたのは三十分です。それも事前に通告があつた参議院では珍しくないくらいにアナウンスで正確に始めますからというので我々来て待つていたわけですね。ところがいろいろ都合もあつたと思つても、質問者は恐らく矢張り残つていられると思つた。これはもう少し残つていられたら、二度とお呼びしないのですから。

○閣務大臣(岡崎勝男君) 実は今日羽田へ行く用がありまして、その間は飛行機の時間の関係で遅れるわけに行かない。

○岩間正男君 それではこの審議にかえります。何のための秘書官かわからん。私の質問だけでもこれは終らないだらうと思つて。十分よりいられないならば明日又来てもらふより……

○委員長(梅原眞隆君) 明日十時に来てもらうことが出来ますか。

○閣務大臣(岡崎勝男君) 明日閣議が九時からありますから。

○委員長(梅原眞隆君) 何とか都合して頂きまして十時半に来て頂きたいと思つております。

○岩間正男君 それじゃ時間まで質問したいと思つておられますが、先ず第一点お聞きしたいのですが、先ほどから非常に頼りないと思つた。片務協定になつてしまふ。成るほど平和協約が発効してそれに関連した法案をこちらで作らなければならぬという形で進められておるのですが、先ほど相馬君か

ら話されましたように、これは連合国人の著作権を保護するということになりまして、これと関連しまして日本の翻訳者とかそれから業者、こういうもの権利がそれとの関連において侵害されるという問題が出て来ると思ふ。従つてその問題をもつと明らかにしなければならぬ。

それからもう一つは、先ほど話された相関関係において日本人の持つ諸外国に對して保護するか、こういう問題なんです。殆んどこれは具体的な話がない。そうして文部省のほうから主務官庁でありますから話があつたがそれについて何か考へる。こういうわけなんです。これは私は今のような御答弁では頼りがいと思つて。そこで具体的なこともお聞きします。今後努力する、何とかなるだらう、こういうお話でありましたがお聞きしたいと思つております。

先ず第一にこの中で問題になるのは著作権の期間の問題なんです。日本は言うまでもなくベルヌ條約に入つて戦争を迎えたわけですね。そうして戦争中ブラッセル條約という事になりました。併し著作権の期間が非常に延長されたわけですね。三十年から五十年というふうには延長された。先ほど山本さんからお話があつたのですが、これはどういふ規定になりましたか、ブラッセル條約に従つてその拘束をどこまで受けなければならぬという事になりますか。ベルヌ條約には参加しておつてブラッセル條約には参加していない。それを五十年という形で以後今後規定されて行けば、これは何か参加しないところの條約の規

定というものを押付けられることになる。これは一つは外交的に解決しなければならぬ問題だと思ふ。これが一点であります。

第二点といたしましては具体的な問題が二つあります。政令二百七十二号、こういうようなことで以て翻訳著作権というものが従来は日本でもこれに認められておつたと思ふのであります。が、占領下におきましては全部これが廃棄された。そうしてこれは原著作者並びにその仲介者にさういふ権利というものは日本から殆んど半強制的にこれは譲渡せられる、こういう形になつていくわけですね。そうしてこういう形のもので今後これは戦争中の措置だといふのでどこで何ら具体的に問題を解決しない。こういう点につきましては先ほど山本さんからお話がありましたように、イタリヤ條約の附屬文書によりまして一年間この権利にについては回復できる。こういうような問題があるわけなんです。日本の場合にはこれは全然できない、こういうことになりまして、非常に大きな問題だといふことが出来る。併し政令二百七十二号によつていろいろ発生しましたところの日本の翻訳者並びに業者さんか非常に不利なところのいろいろ問題がどういふ具体的な措置されるかといふことを具体的に聞きたいと思つておられます。これはどういふ場合があるか、例え

ばこういう場合があるか、これはシートンの動物記、これを内山賢次氏が訳した。ところがシートン夫人にこれを交渉して、著作権の保管者がクリスティー・モア社というのでイギリスの

クリスティー・モア社に交渉しまして同社から翻訳権が譲渡された。それで大体七・五%の印税を拂えばいいという事になつておつた。それで、

ところがそれに対してアメリカの仲介業者のトーマス某という人がその中に入つてさうして仲介権を持つに至つた。さうして交渉権を持つに至つた。内山氏に對しましてはこの承諾書、クリスティー・モア社から得ましたところのこの承諾書を借りたといつてそのまゝ取上げてしまつた。さうして現在になつてこれが問題になつてゐるわけなんです。その承諾書を受取つた覚えはないといふことになつてさうして印税においては七・五%が九%にされてゐる。さういふ事態が一例でありますけれども、

これが現状回復というふうな一年間の期間がないといふまま継続されて非常に日本の翻訳者並びに業者を圧迫するといふ形がこゝのまま継続される。こういう問題が具体的に起つてゐるが、さういふ具体的な問題についてどういふふうな外務省としては処理し、これについて和解と信頼であるといふことを表面に謳つてありますところの平和條約の精神に基いて、それと矛盾してゐるようなこの非常に劣悪な條件についてこれを改正される考へがあるかどうか。当然双務的なものとしてこの際これは交渉されなければならぬ。さういふ具体的な問題について如何ですか。この二点を先ず伺います。

○閣務大臣(岡崎勝男君) あとの御質問はどうか。私は今初めて聞いたわけですが、よくわかりませんが、何か書類を向うへやつたらそのまま取られちゃう

たとか何と云うことだと、これは直接平和條約の問題でなくて、そういう個々の信義不信義の問題になつて来るのじやないかと思ひます。がそれは事情を調べて保護すべきものなら十分外務省で努力はいたします。

初めのお話の五十年の点等は私よくお答えができませんので説明員からちよつと詳しく……。

○委員長(梅原眞隆君) 岡崎国務大臣は明日閣議終了後に御出席を願ひまして、本案の質疑を続行いたします。

○岩間正男君 退場されるのですか。今の個人的な問題でいいのですが、そういう面もありますけれども占領治下にそういうものが相当いろいろなことが行われている。これがために現状回復という大きな政治的な手を打たなければ問題は解決つかない。従つてこれを外務省としてどうするかということです。この点明日来られるまでに十分御検討願ひたい。

○国務大臣(岡崎勝男君) 今のは岩間君に御希望があれば詳細に書いて頂かないと、口で伺つただけでは間違ひがあるといけないので十分それによつて研究いたします。

○岩間正男君 そうするとこれは質問とかいふ今日の日程に關係があると思ひますが、ここに課長さんが見えてくるのですが、條約局長は来られるのですか。條約局長が当時どういふふうにごの問題を処理し、一体どういふ問題について関心を持つておられたのか。

○委員長(梅原眞隆君) 條約局長のほうへは言つてあります、言つてあります。が今まで来られなかつたわけであり

○岩間正男君 岡崎さんは当時半年い

なかつたということではつきりしないわけですが、従つて責任の所在が明らかでありませんが、そういう点をもう少し当事者に聞かないとわかりませんので。

○委員長(梅原眞隆君) 條約局長は申込んでありますが見えなかつたので明日一緒に来てもらふように要求します。

○岩間正男君 ちよつと今の期間の問題だけ話して下さい。

○説明員(柴田小三郎君) 只今の御質問でございますが、日本はまだブラッセル條約に加盟しておりませんから、日本としては保護期間五十年という点については何も關係がないことではございません。

○岩間正男君 三十年ですか。

○説明員(柴田小三郎君) さうでございます。

○岩間正男君 それは全然あれを受け

ないわけですか、ブラッセル條約の

○説明員(柴田小三郎君) 日本はベル

ヌ條約のローマ修正に入つておりまし

て、やはり死後三十年でございます。

ます。現在それに加盟しておる国は極く少数のようでございます。まだイギリスあたりは入つていないようでございます。

○岩間正男君 今でなくてもいいが明日でもいいが参加国を調べてもらいたいと思ひます。何故かという私が心配してゐるのはこれは大半がそれに入つてゐるということになると、ベルヌ條約に入つてゐるというものは非常に少いということになります。五十年、三十年の問題でやはり問題が起つて来ると思ひます。具体的につまり日本そのほかあのとき参加ができたやつた国だけがベルヌ條約のあれをやつて行くというところになつて……。ブラッセル條約が現実としてそれより前進した形で今進められておるのこの問題が必ず起る。これはあなたたちはどういふふうにおつかみになつておるかかわらないが私はこの関連が必ず起ると思ひます。従つてこのところを明らかにしておかなければならぬと思ひます。先に

行つて必ず問題になる、これは簡単な問題ではございません。これは是非明日までお調べを願ひたいと思ひます。

○委員長(梅原眞隆君) ちよつとお話

りいたしますが、著作特例法についての質疑はここで明日に移ることにして差支えありませんか……。

○委員長(梅原眞隆君) どういう意味ですか。

○荒木正三郎君 議事の進行についてお伺ひしたいが、やはりこういう提案は私は委員会が成立してゐるけれども員数が余りおらないのじやないかと思ひます。やはり大体委員が過半数集まつたところでやつて頂かないといけませんと思ひます。その点お計らい願ひたいと思ひます。

○委員長(梅原眞隆君) それでは今諸つ

ておるのですが、で、これの提案者の平島さんが見えなくなつておるから提案理由を聞くかどうかということに

諸つておるのです。予定は今これを聞くことにしてあるのですが、まあ聞くことにして頂いて。

○荒木正三郎君 前からそういうふうになつておるのですか。

○委員長(梅原眞隆君) はい。どうですか、ちよつと人がおらんようですが、余り長い時間かららないと思ひます。それから一つ提案理由だけお聞き願つたならどうですか。

○荒木正三郎君 いや、結構です。

○岩間正男君 簡単に願ひます。

○委員長(梅原眞隆君) では国立学校設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(平島眞一君) 只今議題として頂きました国立学校設置法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして、提出者を代表いたし御説明申し上げます。

この法案の内容は、神戸市に新たに商船大学を設立しようとするものであります。その趣旨といたしますところは、独立後における我が国再建の途は急速に自立経済の充実にあることにあるのであります。そのためには産業の発達が根本的な要件であります。が、わが国の地理的環境と資源の貧困等の事情によりまして、海運の十分な伸展に待たなければなりません。しかも国際競争に耐え得るだけの近代商船隊の再建を目標といたさなければなりません。従つてそれに必要な施設と有能な船員の養成とが必要となつて参ります。戦前六百四十万総トンの商船隊を保有しておりました我が国は、終戦直後にはおよそその十分の一に転落してしまつたのであります。その後順調な速度で恢復しておりますけれども、自立経済の達成には運輸省等の計画するところによりまして一応の目標として昭和三十年年度に大よそ三百八十万総トンまで伸ばしたいということになつております。情勢によりまして必ずしもこの目安の通りに実現し得ないといはしめても、早晩この限度或いはそれ以上にも増強しなければならぬことは明らかなことではあります。

さて、この船の建造も相当の努力を要することではあります。これを運送する船員の養成は一層簡単には参らないのであります。即ち、船内統卒の資を備へ今後においては特に、国民外交の第一線に立つものとして恥かしくないだけの十分な教養を身につけた船員であることを要します。かねての懸念たる海難の防止等の技術的方面におきまして、どうしても学校教育法に準拠した大学程度の養成機関を、この船腹の増加に伴うように設置しなければならぬのであります。

この高級船員の需要数は、運輸省の統計によつて計算いたしますと、三百八十万総トンに対し、約一万名となつ

ておりまして、その年間自然減耗率五％を基礎として推算いたしますと、年間需要員は五百名となります。これに對して実地出身者は約一五％を期待し得る実情にありますから、残りはこれを学校教育に待たなければなりません。商船高等學校からは五〇％が供給せられるので、大学からも等しく五〇％に當る約二百十名を供給する必要があるものであります。更に過去の実績から見て、新入学生の八〇％が卒業後商船隊に乘船することになつておりますから、商船大学の採用員数は、約二百六十名となります。更にこの外官庁船其の他への需要を考慮に入れますと、約三百名位は採用しなければなりません。現在清水の商船大学は一年百六十名を入学せしめておるに過ぎないのであります。これらの事情に鑑み商船大学の適正規模を考慮すると、なお一大学を増設する必要が認められるのであります。このことにつきましては、すでに昭和二十三年に船員教育委員會で昭和二十六年には海技專門學院を商船大学にすべきであるとの決議がなされております。又第六國會で衆參兩院の文部委員會におきまして、できるだけ早い機会に海運の中心地である神戸市に商船大学を更に一校増設せられたらという要望があつたのであります。

統いてさきの第十二國會の衆議院文部委員會におきまして、この問題が重ねてとり上げられ、熱心な審議が行われました結果、小委員會が設けられ、その報告に基いて右文部委員會から衆議院議長に對し、神戸商船大学設置に關する決議文が提出せられ、今國會に入りまして改めて又小委員會が設けられ、その審議の結果、昭和二十七年に神戸市に新たに商船大学を設置すべきであるとの結論に到達したのであります。

神戸市には既に大正九年に國立の神戸高等商船學校が設立せられ、惠まれた立地條件と施設の充実と相俟つて、優秀な校風が樹立せられたのであります。今によつてこの伝統が今日の海技專門學院に受け継がれておりますので、運輸省の協力の下に、その施設設備と伝統とを基礎として、文部省所管の商船大学を新たに設立することが、最も妥當且つ適切な措置であると考えられるに至つたのであります。地元神戸市民は勿論、兵庫縣におきまして、年來熱望しておられることであります。今般その開設に要する臨時費の半額を負担したいと申し出ておられます。文部省においても積極的にその開設を期待して協力せられ、大蔵省においても快よく了解されております。

以上本法案を提出いたしました理由でございます。新日本の脚光を浴びた、新しい商船大学が、一日も速やかに開校の日を迎えることができまして、経済自立の國策に強力なる貢獻のできますように、本法案を御可決あらんことをお願い申上げる次第であります。

○委員長(梅原眞隆君) 次に今、教員の給與準則について入江人事官へ御質疑をお願いいたしますが、今人事官が参りますから暫くお待ち願います。……これに對する質疑を後にいたしますこととして、今日は説明を聞くだけで如何でございますようか。

つき始める前に今日は簡單だから提案理由だけ承わりますようというので始めたのですから提案理由だけ承わつて、そうしてあとでいづれ委員會の運営について懇談会があることに存じますから、そのときに質疑をいつやるかというふうなことをきめたいと思つて、從つて今日の決定通り次の議事に入つて頂きたいと思つております。

○荒木正三郎君 入江人事官が見えるまで少し時間があるようですから、その間懇談会に暫らく移して頂きたいと思つて、それをお諮り願ひたいと思つております。

○委員長(梅原眞隆君) それでは今、荒木さんの提案になつた、暫らく、入江人事官が見えるまで懇談会に移して御異議ございませんか。

○委員長(梅原眞隆君) それでは暫く懇談をいたします。速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(梅原眞隆君) 速記を始めて下さい。それでは入江人事官が御出席になりましたから、御質疑のある方は御質疑をお願いします。

○荒木正三郎君 この問題につきましては昨日委員會を通じて浅井總裁に出席を求めてあつたのですが、浅井總裁の都合が悪いようでありますからその代りに入江人事官が見えになりますので二、三お伺いしたいと思つて、私がお伺いしたいという問題は教育職員の基本給に關する問題でございます。この問題は一般公務員の給與準則の中に含まれた問題でございます。

則の中に含まれた問題でございます。私の聞いてるところでは近くこの給與準則について勧告が行われるのではないかと聞いています。この教育職員の基本給の問題につきましてはいろいろ問題になつてゐる点がございますので、先づ初めにお伺いしたいのは、いつ頃これに關する勧告を出しになるかとしてゐるのか、大体の目安をお伺いしたいと思つております。

○政府委員(入江誠一郎君) 只今お尋ねがございました給與準則の御審議を願う時期でございますが、目下具体的な内容につきましてはいろいろ検討中でございます。もうそう長くない期日に勧告いたし得るか存じますけれども、具体的にいつ頃勧告いたし得るか、まだはつきりした見当はついておりません。その実情でございます。

○荒木正三郎君 それは何ですか、本國會開會中に出すか出さないかわからないという意味ですか、余り漠然としてゐるようには思ふのですが。

○政府委員(入江誠一郎君) 成るべく今國會中に勧告いたしたい心組を以ちまして、目下鋭意準備いたしております。次第であります。

○荒木正三郎君 これは甚だ漠然としてゐるのですが、まあ成るべくといふふなことであれば、出すか出さないかわからない、こういうことになると思ふのですが、そうすれば地方公務員については地方公務員法に從つて各都道府県で給與の何をきめなければならぬ、たしか六月の十日までに、期日ははつきり覚えておりますが大體六月の中旬であつたかと思ふのですが、この國會で給與準則が若し勧告されな

い、或いは政府から提案されない、こういうことになれば非常な支障があるのではないかと思ふのですが、そういう方面の措置はどういうふうに行われるつもりですか。

○政府委員(入江誠一郎君) 先ほど申し上げました通り成るべく早い機会に勧告いたしたいと存じておりますので、勿論本國會の會期中に間に合いますように勧告いたしたいと思つておりますので、すけれども、具体的に期日がちよつと見当がつかないものでこの程度のことでは御了承願ひたいと思つております。

○荒木正三郎君 ではまあその点についてはこの程度にとめておきまして、次に教育職員基本給の問題でございますが、これに對しての大体の考え方ですね、人事院としてはどういふ考え方の上に立つて作業を進めておられるかという点でございますが、これは漠然と進めておられるものではないと思ふのです。やはり幾つかの基本的な問題について人事院の態度を決定して、それに對する作業を進められておられると思ふのです。そのうちで私が先ずお伺いしたいのは、今教職員組合におきまして、一般教職員におきましても非常に関心の的になつてゐる問題であります。この教職員の俸給を二本建にするのか、或いは三本建にするのか、こういう問題が非常にやかましい問題になつてしまつて、この点についてはどういうふうな見解を以て進んでおられるのか承りたいのであります。

○政府委員(入江誠一郎君) 只今お尋ねのございました教職員基本給の組み方の何と申しますか、大体の基本的な考え方というお尋ねでございます。

が、この問題につきましては御存じの通り、教職員の基本給の組み方如何と申しますことは教育の実施につきましても非常に影響のある問題でございますので、人事院といたしましては文部省の教育行政を基礎とした考え方というよりも十分尊重しながら俸給表の作成につきましても考えたいという一つの方針をとつております。なお自然にそういうふうな関係からいたしまして、この俸給の組み方につきましては主として学歴又は経験年数というところに重点をおきまして、その基礎の上に成るべく実情に即してするように俸給表を作りたいという考えを持ちまして目下審議いたしておりますのでございまして二本建にするか三本建にするかという点につきましては、只今私から御説明申上げました線に沿ひまして最終的に決定したいと存じますので、現在二本建にするか三本建にするかということにつきましては、最終的には人事院として決定いたしておられますのでさう御了承願ひたいと思ひます。

○矢嶋三義君 ちよつと人事院のかたに要望したいと思ひますが、今荒木君が質問展開しておられるわけですが、これも、政府として慎重な態度をとられることは一応納得できますけれども、先ほどの時期の問題にしましては人事院としては一つの作業計画というものを以て仕事を進められておられると思うので、従つてもう少し、給與局長も見えになつておることです、具体的に御答弁頂ければ本日この質問は意味がないことになると思ふ。殊に先ほどから荒木君が展開されておられる問題につきましてもこれは半年前の人事官の答弁と何ら一歩も出てないわけな

らんです。従つて給與局長も見えになつていらつしやるのでありますから、あなたさまで答弁のできないところは給與局長にまかしても、もう少し突込んで具体的な答弁を要望いたしておきます。

○政府委員(入江誠一郎君) 只今のお尋ねは御尤もでございますけれども、実は御存じの通り大分前から成るべく早くいたすということで作業を続けて参つておるのでございまして、給與につきましても一つの恒久的な方針がきまりますわけのものでございまして、各方面の御意見を伺ひましたし、給與局の作業といたしましていろいろ再検討いたしましたりしてございまして、うちで延引したわけでありまして、それではいつ提案をするかということになりまして、勿論先ほど申上げました通り、成るべく早く本国会に間に合いますように提案をいたしたいといふふうな線に進んでおられるわけでございますけれども、ただその具体的な例えは何日後であるとかいうことにつきましてはちよつとその点が見当がつきませんような実情でございまして、別段この点は強いてあいまに申上げておられるわけでもございせんので、その点御了承願ひたいと思ひます。なおこの二本建にするか三本建にするかという点につきましてははつきりとしたところの線が出ませんので、或いはその答弁が具体的にないといふふうにお話ございましたと存じますけれども、これは実はこの俸給表の最終的な決定の鍵になりますのでございまして、この点は給與局長としてもなかなか答えにくい問題になると思つて

おります。なおこの作業の状況でございまして、或いは具体的ないろいろな問題につきましては私の若し足りませんところは給與局長から十分お答えしたいと思つております。

○荒木正三郎君 これは矢嶋君から非常に適切な御意見があつたのです。私ももう少し率直に話をしてもいいと思ふ。都合によれば速記は外していいと思ひますから。そこでまあ我々としても給與表の作成に当つて二本建にするか三本建にするかということについてはこれは非常な関心を持つていられるわけです。と申しますのはこれはいろいろの大きな影響を教育界に與えるからであります。でこのことは若し十分でなかつた場合教育界に與える悪影響といふものがあることのできないものがあると考えておられるわけでありまして、そういう意味において私もここに伺ひしておられるわけなんです。そこで先ほど或いは同一といひますか、学歴或いは勤務年数、こういうものに重点をおいて考えておると、こういうお話でございまして、これは何ですか、同一学歴、同一勤務年数は同じように扱つて行くと、こういう考えにとつてよろしいですか。

○政府委員(入江誠一郎君) 大体お言葉の通り、同一学歴或いは同一勤務年数につきましては同様な取扱、一つの基礎の下に考えたいと思つております。

○荒木正三郎君 そうしますと、先ほど二本建にするか三本建にするかまだきまつていないようなお話でありましたけれども、同一学歴、同一勤務年数というものを同じように見て行くと、これが決定されれば、私は二本建、

三本建の問題は解消するものであると思ふのですがどうですか。

○政府委員(入江誠一郎君) その点同一学歴なり勤務年数を基礎にいたしますと、お話の通り結局二本建にするか、三本建にするかというところは職歴の関係をどういふふうに見るかということになつて来ると思ふのですが、その点主として観点を只今申上げました通り勤務年数なり学歴というものを標準にいたしまして、併しなから若干又実情を考慮する必要もございまして、最終的に決定いたしかねておられるわけでございます。お言葉の通り非常に俸給表の作成形式如何ということが教育の方面に重大な影響を與える点もございしますので、人事院といたしまして十分慎重に結論を出したいと思つておられるわけでありまして、さう御了承願ひます。

○荒木正三郎君 私どもも了解するの非常に困難に感ずるのですが、同一学歴、同一勤務年数というものを建前として考えているのだ。併し実情に即してこの原則を何とか曲げるようなお話のようにもとれるのですが、その点非常にあるまいなようで、いわゆる同一学歴、いわゆる学歴と勤務年数というものを基本にして考えて行くのか、或いは他の条件によつてひん曲げて行くのか、その点ちよつと明瞭でないように思ふのですが。

○政府委員(入江誠一郎君) その点は学歴或いは勤務年数のみによつて考えようといふことで置かれておるかわかりませんが、例えはお話の通り高等学校の校長になるためには相当な多数のうちから少数のかたがなられるとか、或いは中等学校の場合にはそれに

比べまして比較的多くのかたが校長になられるとか、そういうふうな実情などもございまして、そこに俸給表の組み方につきましては、そこに俸給表につきましても決定的にはまだ最終的に結論を得たいと思つておられる次第でございまして。

○荒木正三郎君 私はここで余り細かい問題はお尋ねしようとは思つていないのですが、先ほどのお話の中に、文部行政の意見というものを尊重しているのだ、こういうお話でございまして、文部省から人事院に対して要望している内容があつたと思ふのです。これは外部にも出されておりますので私もそれを見たのでありますが、あれを見ると大体同一学歴、同一勤務年数といふものをやはり同じように扱つて行く、こういう趣旨が出ておつたように思ふのですが、若しこの問題が何らかの事情によつて曲げられる。こういうことになる、これは私教育界に與える悪影響といふものは非常に大きいと思ふ。この点については十分考慮をして頂きたいと思ふのです。それから今お話がありました高等学校の校長と中学校の校長、高等学校の校長はな

りにくい、だから俸給を高くしておく。小中学校の校長はたくさんあるのだから、なり易いだから安くして行くのだ、こういうふうにもとれたんですけれども、事実はさうでしよう、事実はさうでも俸給表にさういふ段階を、さういふ差別を設けることはいか悪いか。これは私は実際なら高等学校の校長はそれは高い俸給に上つて何ら差支えないと思ふのです。併し俸給表といふものはさういふ事実だけの問題じゃ

なしに、中学校の校長はもうここまでしか行けないのだ、高等学校の校長はここまで行けるのだという俸給表自体にそういう差等をつけるという考えは、これはまあ戦前そういうことがあつたわけなんです、そういう考えは私は余り面白くない考えのように思うのですが、事実上そういう結果が現われて来るのは私は当然だと思ひますけれども、俸給表自体にそういうふうなことを規定しておくという事は、非常に不平等的な扱いであるというふうにお話にありましたから、ちよつとお尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(入江誠一郎君) この点は十分御存じの通り事実と申しまするか、校長になられる機会が比較的多数の中からなられるとか、或いはその点が若干程度が違ふという事実だけでもございませんで、御承知の通りこの資格と申しますか、高等学校の校長になる場合には一つの経験年数なりまあ資格が要るのでありますが、この点御説明いたすまでもございませぬけれども、そういう点がございませぬので、そういう点も俸給表として若干の幅の上に區別する必要があるかどうかという問題があるわけでございます。その点につきましては、今のお言葉といたしましては、これは自然の状況に放つておいていいのではないかと。別に俸給表として區別しないでもいいのじやないかという御意見のように伺ひましたのです、この点目下のところ人事院といたしましては、その事実なり或いはそういう一定の資格と申しますか、資格の差等というものをどういうふうに區別したらいいかということにつきまし

て、また最終の決定に至つておられますけれども、私が申し上げましたのは、先ほどお話の勤続年数なり経験年数というところによつてきつとそこを割切つてしまふかどうかという御質問でございまして、そういう事情も考慮しながら検討しておるということをお上げたわけなのであります。

○荒木正三郎君 この問題はやはり今後の俸給表の作成に當つて重要な問題であると思ひますので、これは十分検討して頂きたいと思ひます。これは御参考のために申上げておきたいと思ひますが、新制中学ができたときに、大学の教授とか、或いは非常に学歴があり、学識がある人が新しい中学校の振興のために振つて出て行つた人も少なくないわけなんです。従つて私は個々の問題をとりえた場合です、高等学校の校長よりこれは中学校の校長により優れた人が行つてゐると思ひます。ですから、これを俸給表の上で差等をつけてしまふ、こういうことは面白くないと思ひます。十分私はこの点を考慮を願ひたいと思ひます。実際の扱いにおいてそれは平均して全般的に違つて来る、それは私は出て来ると思ひます。これは又当然のことだと思ひますが、表自体において明らかに高等学校の校長のほうが高いのだ、こういう考えに基くことはよほど私としても疑問がある、かように思つておきますので御検討を願ひたいと思ひます。

の真偽は私はよく知らない。知らないけれどもこういうことはしばしば聞いてるわけなんです。そういう点について、私は人事院においてはそういうことはないと思ひますが、併しそういう噂があることは事実なんですから、公平な立場に立つてやつて頂きたいというところを特にお願いしておきたいと思ひます。

それからこの俸給表でも一つの問題になるのは、これは初任給の問題です。それから昇給の問題ですね。先ほど申し上げましたのは、いわゆる職場により差等を設けるかどうか、こういう問題については設けてはならないという立場に立つて私は質問したのであります。初任給の問題について、これは従来の初任給をこの際多少引上げるような措置ができるかどうか、こういう問題であります。実は私は教育職員だけの俸給をよくしてもらいたい、こういう考えは別に持つていないわけなんです。公務員は皆よくならなきやならんと思つていますが、併し今の教育の実際から見て、特に教育職員の待遇改善を図る必要性というものが非常に大きいのではないかと思つています。小学校においては大体四〇%以上が無資格助教、助教といひますか、これによつて占められておるという実態なんです。これを改善することなくして教育の振興を図ることはできないのじやないかというふうな考えを私は思つてゐる。そういう意味からこの現状をよくして行くためにどうしてもこの初任給をよくして、そして若干でもこの機会に教職員の待遇を改善する、こういうために何らかの考慮が拂われておるかという点。それから昇給

期間も非常に問題になると思ひます。こういう面での俸給表作成に當つて待遇改善の問題が全然考慮されておらないのか、或いは可能な範囲内においてこのことを考慮しようと考えておられるのか、その点をお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(滝本忠男君) 教育職員の俸給表の問題を我々事務的に只今検討いたしておるのではありませんが、只今の御質問の初任給でございしますが、特にこの際初任給をよくしようというところを積極的に考えておるわけではございせん。これは給與準則全体を通じて、これは教育職員だけではない、そのほかの行政職務、一般の者もあるわけでございますが、この給與準則におきましては、制度として切替をして行こうというのであります。特に現在の状況から何らかの考慮してよくするというのが根本的な考えになつていないのであります。従ひまして教育職員につきましても、特にこの際よくしようというところを積極的に考えておるといふわけではございせん。併しながら従来教育職員におきましては、必ずしも或いは学校卒業の程度、或いは免許等によりまして統一がとれておらなかつた、スクーリングなんかを考へて見ましてもいろいろございまして、或る程度この際結果におきましては是正することになるであらうというところは一応申上げ得るのではないかと。そういうふうに思ひます。それから昇給期間等を考へる場合におきまして、これは従来でありますならば、職務の緊急性というふうなことがございまして、いろいろ問題があつたのであります。今回は非常に幅の長い

俸給表が作られるということでございます。まして、昇給速度というものはそういう面におきまして、従来よりも改善されるであらうという見通しを持つております。併しながらこれもよくすればいいというわけにもなかなか参りませんで、ほかのほうの即ち教育職員以外の部分における各種の職員との均衡ということもございします。その昇給というものと眺み合せまして、この昇給というふうな問題も考へて行くということで検討しておるわけでありまして、併しこれも結果におきましては若干有利になるのではなからうかというふうな考へております。

○荒木正三郎君 私はなお内容に亘つて御質問したい点もあるのですけれども、余りそういう点に亘ることはどうかと思ひます。最後に一つお伺ひしておきたいのですが、この最後決定をなされる前ですね、教員組合と詰合を持たれる考へはあるかどうか、この点を。これは私は人事院としては当然こういう措置がとられなければならぬと思ひます。人事院ができたのは、公務員に団体交渉権があつた、特に教員組合には争議権があつた、それを割奪されたわけなんです。そしてそれらの公務員の給與の適正は人事院において図る、こういう意味から人事院が充足したわけなんです。従つて人事院はこういう公務員の給與の適正を図る最も重い使命を持つておると思ひます。従つてこれは人事院としては、これによつて律せられる教職員の意向というものをやはり十分知つておかなければならぬ。そういう意味において人事院が勧告案を最後に決定するまでに十分教員諸君の意見を聞く、こういうこと

これは非常に必要なことではないか
というふうに考へておられるのですが、そ
ういふ御意向を持つておられるのかど
うか、一つお伺いしたい。

○政府委員(入江誠一郎君) この点に
つきましては、もとより組合の御意見
をこの決定前に御連絡申上げましてお
伺いしたいと思ひます。勿論この
問題は教職員組合のみならず、各組合
についても同様でございます。各組合
も、最終的にその御期待に副い得るか
どうか、これは別問題といたしまして
、御連絡して十分御意見をお伺い申
上げたいと思つております。

○矢嶋三義君 人事官がおいでになつ
ていらつしやいますので、一、二点お
伺いたしたいと思ひます。入江人事
官は公正なおかただということでは
、御承認を得られまして発令になられ
たわけでございます。この方面には十
分の御見識と、それから御熱意を持つ
ていらつしやるといふことを我々は政
府側から承つておりますが、従つて
申上げるまでもないと思ひます。それ
と、私は一言要望申上げておきたいこ
とは、マツカサー元帥の覚書によつ
て人事院が設置せられた当時、三権分
立が四権分立になるんではないかとい
うくらいに議論された人事院であつた
わけでございます。最近では一部には
人事院を総理府の一部局にしたらどう
かというふうな見解も現われて来てい
るようでございますが、その是非は今
私は申上げるわけではありませんが、是
非要望を申上げておきたい点は、人事
院が国会に勧告を出される。出される
に当りましては、人事院の創設された
当時の経過から言つて絶対にこの政治
力に左右されないで、これは何も今度

の給與準則に一つ限つたことではな
い、すべての問題に當りまして、飽く
までも公務員の擁護者として信念を以
て行動して頂きたいといふことを特に
先ず要望いたしておきます。

お伺いしたい点は、現在の国家
公務員並びに地方公務員の給與が生活
給を確保されてない。これを教職員
の場合をまあ現在問題になつていま
すのでこの部面だけ考へた場合に、小中
学校の先生、並びに高等学校の先生が
たが指導して卒業した生徒諸君が民間
に入つた場合に、殊に高等学校はそ
うですが、初任給から大学を出た先生よ
りは高い給料をもらつてゐるといふ民
間給與水準の現実を人事官御承知であ
りましようか。先ず承わりたいと思ひ
ます。

○政府委員(入江誠一郎君) 只今お尋
ねでございます。教職員の給與、これ
は一般公務員にも通ずる問題でござい
ますけれども、これは御存じの通り国
家公務員法の精神によりまして、民間
給與と均衡を取りつつこれを決定する
という建前になつております。その
が、その後におきまして、人事院とい
つたしまして御承知の通り民間標準生
計費でございまして、或いは民間の
給與などを数的に調べまして、それ
に基づいて勧告いたしておりますわけ
でございます。この勧告の結果が、先般
も御存じの通り若干勧告いたした線に
まで予算が組まれておらないという点
もございまして、昨今も折角標準生計費その
他につきまして調査いたしております
ので、その結果によりまして、一定の
時期にその結果の内容によりまして勧
告いたしたいと思つております。そう

いう次第で、公務員の現在の給與ベ
ースというものが若干民間のベースで
に行つておらないという線はあると存
じます。

○矢嶋三義君 私給與局長に、二点
お伺いしたいのですが、今の新制高等学
校の卒業生、この就職する生徒諸君と
いふのは主として職業科の課程を経て
おると思ひますが、そういう卒業生の
初任給、これは高等学校の若い先生が
たよりも高いベースを初任給から頂
いておるといふことをお認めになりま
すか、あなたの御調査ではどういふ
になつておりますか。

○政府委員(滝本忠男君) 今のお話
はもう少し資料を取揃へましてお返事申
上げたほうが適當かと思ひます。一、
二の例として、今御指摘になりまし
たようなことはあるかといふふう
に考へております。

○矢嶋三義君 私の聞いておる範囲内
では随分そういう例がありまして、三
月まで生徒であつた諸君が卒業後、先
生よくそれで食べて行かれますね、こ
ういふふうな慰めの言葉を先生が頂
いて赤面するといふことは至る所にある
のでございます。で、私考へますの
に、先ほどの答弁では、今度の給與準
則では給與引上げといふようなことは
考へてないといふことを答弁されまし
た。給與準則の今度の問題は、どうい
う問題があるかといふことを大体承知し
ておりますが、併しながら教員の給與
の問題については荒木君も申されました
が、この点は決して忘れてはならない
と思ひます。恐らくこれは人事官にし
ても、滝本給與局長さんにしても、自
分の子供を優秀な子ができたら、小学
校や中学校の先生にしよつと考へて

いないだらうと思ひます。東京都あた
りでも優秀な子供を持つた人たちは教
員にはしないだらうと思ひます。最近
保安庁が発足して仮教士官学校ができ
、といふふうな噂が流れても、

新制高等学校の先生がたは役所する気
配があるわけですね。といふのは結局小
中高等学校の先生がたの勤務並びに勤
務條件といふものが如何に劣悪か、仕
事が大変骨が折れるかといふことを確
定して物語つておると思ふ。こゝういふ
は十分一つ認識されて、公務員全般の
給與を引上げるといふことも大事であ
ります。が、教職員の職務の特殊性とい
ふものを十分私は検討して善処して頂
かなければならぬと思ひます。その一
つとしてお伺いいたすのですが、今私
一端を申上げましたけれども、小学
校、中学校、高等学校の教員の給與と
いふものは今大体バランスが取れてお
ります。そのバランスを引離そうとい
うので、今も問題になつておるのです
が、もう一歩突込んで申しますと、小
中高の先生がたの給與といふものは大
学の教職員の給與まで引上げるべきじ
やないかと思ふのです。余りにも高等
学校以下の教育公務員の給與と大学の
勤められておるところの教育公務員の
給與といふものには差があると思ふの
です。何がために私はそういうことを
申上げたかと言いますと、よく言われ
ますが、官庁に勤務する人は卒業直後
といふものは小使に準じたようなこと
をやつておればよいわけです。係長と
か課長さんの指導に従つて機械的な仕
事をやつておればそれでよいわけ
です。そこでまああなたがたとしては
職階制を布いておられるわけです。併
しながら教育の場においては新制大学

を卒業したおかたが小学校に入らうと
すると、直ちに小学校の一年生五十人
或いは六十人といふものをただ一人で
責任を以て引受けて人間育成に携わる
わけですね。そういう職務の重大性と
か或いは難易性といふものを考へると
きに、これは中であらうが高であらう
が、大学であらうが、差が違わないわ
けです。そういう立場から私は今の高
中小と大学との間に非常に懸隔がある
点が納得できないのです。更には小中
高だけの給與体系を見まして、一番
下と上とが非常に幅が広過ぎる、まあ
官庁あたりで職階制で行く場合には、
雇員から上は、中あたりから上に行く
と、幅が広いのが或いはできるかも知
れない、併し今言つたような教職員の
の特殊性といふことから、これは余り
に広過ぎておる、この間は幅を狭くし
なければならぬものだ、こゝういふ
ふうには私は常々考へておるわけだ
が、只今給與局長は今度の別表では表
が長いものになるから、従つてこの昇
給期間が短縮されて幾らかよくなるで
あらうといふような御発言がございま
したが、こゝういふ特殊性から初任給を
上げて幅を縮める、更に大学から小学
校の間の教育方面の給與の開きを縮め
るということについてはどういふふう
にお考へになつていらつしやるか、是
非一つ伺ひたい。

○政府委員(滝本忠男君) 現在公務員
全体の給與ベースが低いといふことに
つきましては御指摘の通りでありま
す。只今入江人事官からお話ござい
ましたように、目下人事院といたしま
しては、ベース・アップの勧告をいた
す準備を極力急いでおる次第でありま
す。手続ができ次第やることになるの

じやないかと思つております。公務員の中におきまして、現在教育公務員が特にひどく取扱われておるかという、これはそれは言えないのであります。相当やはり今御指摘になりましたような事情を考慮いたしまして、初任給等につきましても一般官庁に動めざる場合よりも高くしてあるということでは事実でございます。従いまして、これはもう理想を言ふばかりがなくて、ありますけれども、公務員の給與問題を考えます際には、教育職員といえどもその範囲にバランスして考えなければならぬので、これはどうしてもそれは教育公務員だけを切り離れたものにするということでは必ずしもいだらうと思ひます。そして又事実我々の生活というものは学校を卒業いたしまして最初に勤めまゐる場合、それが教育公務員でありましようとも、又一般の行政官庁でありましようとも、いずれにいたしましても勤め初めと、それから次第に年が経つて見ました場合、普通でありますならば家族の人員も殖えて行くというのが通常でございます。又交際範囲も拡まつて参るであります。又若しと云ふ生活のようには行かないのであります。そういう意味におきまして生活給的のものを相当考へて行く必要があるであらうということはこれは当然であります。それで只今は幅を狭くすればいいと言つて初任給を上げておいて、そして幅を狭くすべきであらう、無論内容は違わないのでございしますから、教育職員の場合におきましても幅を狭くするということも一理窟であらうかと思ひます。併し今私が申上げておる通りに初任給というものを

を教育職員と一般行政官庁というものとそう違ふということもできませんし、そういうこともあります。又一方生活給も漸次年を取つて行けば上げなければならぬということもありまゐるので、やはりこれは現在我々が考へておりますように、でき得る限り初任給においても考へる。その後においても昇給をストップすることのないように、できるだけ昇給も考へるということとで行くのが實際問題として適切なものではなからうかというふうに考へております。

○矢嶋三義君 大学と高中小の関係を。大学とそれから高中小の問題でございますが、高中小におきましては、主として教職員は教育に従事されるわけですが、ところが大学におきましては、教授といふものはこれは学生を指導教育いたすのは勿論でございますが、一面におきまして研究ということが随分ある。それで大学におきましては先ず助手から始まりまして、或る場合においては講師、それから助教、それから教授というふうになつて参るのでございまして、この場合に最初出発点であります助手等におきましては、専ら研究に従事しておる。これは自分の修得のためにやつておると言つては語弊があるかも知れませんが、そういう面もかなり強いのでございします。そういうふうな助手から講師、助教、教授という線を通つて行く場合におきましては、最初の頃は職務内容が極めて軽いといふように考へなければならぬのではないかと。即ち大学におきまする通つて行くコースと、それから高中小の

場合におきましては、おのずから違いがあるのではないかと。ベースの問題は別としていたしまして、そういう意味におきまして俸給表を考へます際には、一応そういう場合に大学と高中小と一応分けて考へたほうが實際問題として事実に適合するといふふうに考へております。

○矢嶋三義君 もう一回質問いたします。それは教育公務員の初任給は他の公務員よりも若干よくなつておるといふことは承知しております。併しその程度の問題でですね……ということでは失礼かも知れませんが、あなた自身が始めにおられる大部分の人は、自分にいい子ができたら、小学校の先生にしようという積極的な意欲がないであらうと推察される。それだけのことで私は教育公務員の初任給が現在くらいのもので妥当かどうかというところに私は問題があると思ふ。そういう立場で私はお伺ひいたしたわけでありまして。

更に伺ひいたしたい点は、只今大学にお働きになつておるかたんの給與は十分だとは毛頭考へておりません。併しながらその教育の職務の特殊性という立場から、大学から小学校の間が余りにも懸隔があり過ぎるのではないかと考へる方を私は持つておるのでございします。その質問に對しまして、今大学の助手、講師から教授にいたる職務内容と、それから高中小の職務内容について御説明があつたわけですが、そういう立場から言へばそういうことも言へましようが、併しながら大学或いは高中小に勤められておる先生がたの個人の学歴それから勤続年数、その立場から考へた場合には、余りに

も差があり過ぎるのじやないか。まあ具体的なものを挙げるならば、例えば中学校或いは高等学校に勤めておられるところの先生が大学のよく助教あたりには転職されます。そのときの同一人の相違といふものは余りにも大きな差のじやないか。これは私は高中小をもう少し教育公務員の特殊性という立場から、現在の大学の給與に近づける必要があるのではないかと、こういう工合に考へております。もう一遍答弁を願ひます。

○政府委員(滝本忠男君) 今お話の点がございしますが、高中小の教員が大学の助教などに比べて余りにも差があるというお話でございますが、級別推定表の上では或る程度差があるやうでございしますが、現実の問題として我々が取調めた面におきましては、それほどの差があるといふふうには考へておりません。なお新しい給與準則をこしらへます場合には、そういう面も十分に考慮を加へますやう取進めております。

○岩間正男君 簡単に伺ひいたしたいのですが、一番問題になつておる二本建、三本建にしなければならぬかという問題であります。三本建にしなければならぬという人の意見を聞いてみますと、私も文部委員会から視察に参りまして、そういう関係者からしばしば陳情を受けた。又当委員会でもそういう陳情を受けたたりするんです。そういうときに例へば高等学校の先生の勤務の内容といふんですか、それと高中小の場合には大分違ひます。殊に勤勞によるエネルギーの消費の状態が非常に違ひます。高等学校あたりではこれはまあいわば精神労働、それでま

あ今お話が大学の場合に關連して、非常に研究をやらなければならぬというお話があつたのですが、そういう知的労働的なこと、ところが高中小学校には、そういうことがないじやないか、非常に性格が違ふのだからこういふものの性格を養ふなければならぬといふことを非常に大きな根拠として誠にやかに話をされておるのを聞きまして、私は実は驚いたのです。成るほど一面そういうふうに見えるかとも思ひますけれども、同時に又これは幼稚園とか小学校のあのまだ成熟しない子供たちこの子供たちにはまあ母代りになつて、親代りになつてタチして行く。そのためには特殊の研究が必要だ。修業も非常に必要になつて来るわけですから、更に高中小の場合なんか勤務状況を見ますといふと、恐らくこれは一週間の受持時間といふものは非常に多いと思ふ。これはあれを見ればわかるんであります。大体小学校では五十人の生徒に對しまして教員の割当数は中学校、高等学校に比べて遙かに低い。こういう形でやられてゐるんですから、従つてその一人の担当時間というものは非常に多いだけじやなくて、現在では又再び戦争の前のような体制に戻りつゝあるものであります。それに附随した事務が非常に多いですね。例へば例を挙げますと、PTAのいろいろな仕事がある。これに對して金を集めるというやうな仕事がある。又官庁からいろいろな調査が小学校は非常に便利なものでございします。これを果さなければならぬ。更に本氣になつてこれをやるというならば非常に大変だ。一人でいろいろな教科を持つておる。音楽も持つて

作業の遅れているのはしつこいようですが、作業が遅れているのか、それとも作業は或る程度できているのか、これが、この報告の時期というものが極めて問題であるから、その時期を極めて現在結論をつけないと、言うのか。即ちもう一つと具体的に言うか、報告するための案を作る素材がまだ整わないから遅れていると、言うのか、それは揃つておるけれども、その報告そのものを効果あらしめるために政治的時期というものを脱んで今意識的に遅らせているのか。これは遅れているにしても大分内容が違つておつて、それらがどういふふうになつておられますかというのを一つ率直にこの際お聞かせ願つておきたいと存するのでございませう。

○政府委員(滝本忠男君) 先ず第一点の実態調査の問題であります。これは岩間議員からそういう実態調査をやつて、その結果を十分考へて、教育理念というか、そういうものだけではないに、実態調査の上からも十分給與を考へるというお話がございました。現に我々が文部省と実態調査を一緒にやつてやつておるというふうなことは私のほうから申し上げていないのであります。ただ我々は実態調査というものを今まではやつたとはいへませんが、各方面でいろいろ調査された資料等は十分頂いておられますので、そういうものを考へまして、例えば教員の勤務時間というふうなものにつきましても相当の資料を持つております。従いまして、そういうことも十分考へて給與の問題をきめて参りたいと、こういうふうに考へます。

それから第二番目の作業の段階でこ

ざいまするが、これは教育職員の俸給表をきめるという問題は、我々は給與準則の一環としてやつておる次第であります。そして俸給表だけをきめればそれでよいのかと言いますと、それは参らないのであります。各種の手当でありますとか、即ち俸給表以外に一般行政的な職務に従事しておりますものと共通の問題が多々給與準則においてはあります。そういうふうな問題で、全体として作業がまだ完了してないというのを申上げておるものであります。なお教員の俸給表がどういふふうなものであるか、併し初任給のきめ方でありませうとか、或いは最高俸のきめ方でありませうとか、そういうふうなところになつて参りますと、なおこれで最後の段階であるというふうな我々考へたくない、そういう問題につきましては、更に検討をしておるということが現在の状況でございます。併しそのいづれにいたしましても、こういう問題につきましては、もうこの旬日を出でずいたしまして、人事院としては大体の作業の終了に達するのではないかと、いうふうに考へておられます。

○相馬助治君 念を押しておきたいと思ひますが、旬日を出でずして作業が終結するということは、人事官はこれを肯定なさいますか。

○政府委員(入江誠一郎君) 作業がどのくらい……、先ず先ほどのお話のございました素材が遅れているのか、意識的に遅れているのかというところにつきましては、今給與局長から申上げておられます通りで、決して意識的とか何とかという問題ではございませう、作

業の問題でございませう。ただこれが先ほど給與局長が申上げた通り一般教育職員の基本給の問題のみでございませうと、いろいろ現業職員でございませうとか、一般行政職員、あらゆる面に亘つておられますと、或いは又服務方面、いろいろな方面に亘つておられますので、だん／＼延期して参りましたのであります。作業の問題につきましては給與局長のほうでやつておるわけでありませうから、給與局長のほうで旬日を出でずして終了するのではないかと、いう今の御答弁でございませうれば、私はそうだと存じますけれども、その上で又一つ最終的な結論を出して報告するといふ段階になつておられます。

○委員(梅原眞隆君) 教育費国庫負担について小委員会の審議経過について御報告を願ひます。

○相馬助治君 先の本委員会では只今委員長が申された小委員会が設けられまして、その後数回に亘つて鋭意研究を続けて参つたわけでありませう。従つて本日は小委員長からその審議の経過を報告するはさだめでございますが、委員長が本日欠席しておられますので、私から代つて概略的に御報告いたします。こゝに小委員の矢嶋並びに岩間、荒木小委員等が見えておりますので、これらの諸君から補足してもらいたいと思ひます。

義務教育費の問題について種々研究いたしました結果、現在の段階において得るならば小委員会として一つの見解をまとめて、これを現在作業中の政府並びに各方面に向つてその意思を伝達することのほうがよくいゝのではないかと、いふ話合ひと相成りました。

て、それが昨日の小委員会におきましてさうなことがなつて、各党におきましてそれ／＼の見解をまとめて案文を持ち寄り、本日これを総合して一つの小委員会の結論を出す、こういうことに相成つていたのでございませうが、不幸にして本日はいろいろな事情が重なりまして、小委員の出席が悪く、具体的に申しますならば、一つの意見を小委員会の結論としてまとめる場合に、各党派が網羅されてない場合には、あつて問題を残すであらうという危険が生れたために、話合ひの結果流会と相成つたのでございませう。従いまして、只今小委員会の段階は、一通りこの段階における義務教育費の問題についての検討を終り、小委員会としての結論を生むべく各党派においてその考へをまとめ、これを集約するといふところまで参つておるというふうな次第でございませう。で、その際話合ひに出て、これを本委員会に諮らなければならぬといふことの二つがございませう。それは即ち小委員会が一つの結論を以て意見を総合するといふ作業をするが、如何なるものであらうかといふ一つの疑念があつたのですけれども、これは当然研究の結果は、さうすることが小委員会として相成つたゆゑんであらうといふことに相成つたのですが、一応これは本委員会の了解を受ける必要があるではないかといふ小委員会の意見がございました。これを附加して報告しておきます。

○岩間正男君 只今の相馬小委員長の報告は私も大体その通りでいいと思ふのですが、ただこゝで仮に皆さんの議論がまとまつて、それを現在進めている政府の、並びに自由党の案に申達する

【速記中止】

○委員長(梅原眞隆君) 連記を始め
て……

それでは今日は各派の御出席も揃つておりませんから、明日各派の御出席を要求しまして、その上で御相談を願うこととして御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(梅原眞隆君) それでは今日はこれで委員会を閉じて懇談会に移りたいと思います。

午後四時九分散会

四月十八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案(衆)

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三條の表中

神戸大学	兵庫県
文理学部	文理学部
教育学部	教育学部
法学部	法学部
経済学部	経済学部
経営学部	経営学部
工学部	工学部

を

神戸大学	兵庫県
文理学部	文理学部
教育学部	教育学部
法学部	法学部
経済学部	経済学部
経営学部	経営学部
工学部	工学部
神戸商船大学	神戸商船大学

に改める。

別表第一中

神戸大学	九八五人
神戸商船大学	六〇人

を

める。

附則第十三項の次に次の一項を加える。

14 昭和二十七年に神戸商船大学に入学した者は、昭和二十七年四月一日から神戸商船大学に在学し

ていたものとみなす。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百六十六号)の一部を

次のように改正する。

第二條第一項の表文部省の項中

「六二、五六一人」を「六二、六二一人」に、「六〇、九六一人」を「六一、〇二一人」に、「六三、〇二二人」を「六三、〇七二人」に、同表運輸省

の項中「二三、八二九人」を「二三、八二七人」に、「二八、二三〇人」を「二八、二八八人」に、同表合計の項中「八四二、六七三人」を「八四二、七二一人」に改める。

四月十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、学校教科書制度合理化に関する請願(第一六二八号)

一、積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場建設費国庫補助等に関する請願(第一六六一号)

一、義務教育費国庫負担法制定に関する請願(第一六七三号)

一、義務教育費国庫負担法制定に関する請願(第八八八号)

第一六二八号 昭和二十七年四月五日受理

学校教科書制度合理化に関する請願

請願者 福島県議会内 伊藤 謙

紹介議員 木村 守江君

検定教科書発兌以来新教育理念に即する優秀教科書が出版されるようになつたことは、喜びにたえないが、近時その種類を増すとともに価格も高騰の一途をたどり遂に新学年度は多数の購入不能者を義務教育就学中から出したことは、憂慮に堪えないところである。これは、現状のまま放置し得ない重大な社会問題と考えられるから、政府はすみやかに従来の検定方針を改め、基準を厳格にしてその類別を減じ販売価格

引下げについて適切な施策を講じ、もつて義務教育における教育費負担の軽減を図りたいとの請願。

第一六六一号 昭和二十七年四月十日受理

積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場建設費国庫補助等に関する請願

請願者 岩手県議会議長 村上 順平

紹介議員 川村 松助君

積雪寒冷地帯地方における屋内運動場の建設は、児童生徒の教育保険、衛生上はもとより校舎保全の上からも一日も放置できない重要問題であつて一般教室の必要性に比しても決して劣るものではないから、昭和二十七年中に屋内運動場建設に要する費用の半額に相当する補助金を認められるとともに積雪寒冷地帯における義務設置学校の屋内運動場建設促進臨時措置法をすみやかに制定せられたいとの請願。

第一六七三号 昭和二十七年四月十二日受理

義務教育費国庫負担法制定に関する請願

請願者 大阪市天王寺区勝山通一ノ二二七 藤井 すす

紹介議員 左藤 義詮君

義務教育は、憲法上の重要な国民の権利でありまた義務であつて、一定の規模と内容を充実にすることは国の重大なる責務であるから、義務教育費に對して国庫負担制度の法律を制定せられたいとの請願。

第八八八号 昭和二十七年四月七日受理

義務教育費国庫負担法制定に関する陳情(四通)

陳情者

五 野上堅五郎外十六名

義務教育は、憲法上の重要な国民の権利でありまた義務であつて、一定の規模と内容を充実にすることは国の重大なる責務であるから、義務教育費に對して国庫負担制度の法律を制定せられたいとの陳情。

昭和二十七年五月九日印刷

昭和二十七年五月十日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所